

令和4～6年度  
運転管理等業務委託  
発注仕様書

一般財団法人クリーンいわて事業団

## 目 次

第 1 章	総則	．．．	1
第 2 章	施設概要	．．．	5
第 3 章	最終処分業務	．．．	8
第 4 章	浸出水処理業務	．．．	10
第 5 章	保守管理・事務業務	．．．	12
第 6 章	各業務に付随する業務	．．．	14
第 7 章	その他事項	．．．	17
第 8 章	運転習熟訓練	．．．	19

# 第1章 総則

## 1 趣旨

一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「事業団」という。）いわてクリーンセンター（以下「センター」という。）の管理型最終処分場、浸出水処理施設及びこれらに関連する施設・設備等の運転管理等業務の委託（以下「本業務」という。）に関し必要な事項を本仕様書に定める。

本業務受託者（以下、「受託者」という。）は、本業務を円滑に遂行するとともに施設の機能を十分に発揮できるように、契約書及び仕様書等に従い、関係法令等を遵守のうえ、事業団と協調し誠実に履行すること。

## 2 履行場所

センター（所在地：岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地他）及びその周辺

## 3 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 業務日及び業務時間

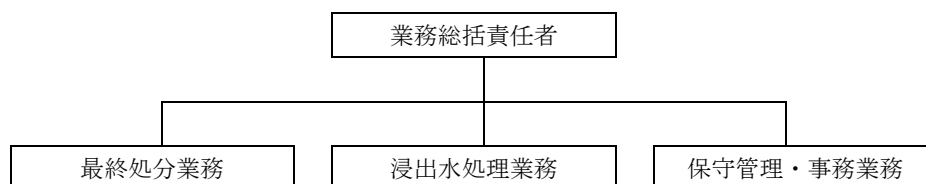
- (1) 本業務を遂行すべき日及び遂行時間は別紙1及び別紙2のとおりとする。また、休業日が3日以上連続する場合は、浸出水処理施設の点検日を1日設けることとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、異常事態の発生、その他必要があるときは、受託者は事業団の指示に従って本業務を行うこと。

## 5 作業員の配置

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、次に示す組織図を基本に人員を配置すること。各員は、本業務の内容を十分に理解のうえ、従事すること。

なお、業務総括責任者及び業務主任を選任する場合は、書面により事業団に提出・承認を得ること。なお、これを変更する場合も同様とする。

基本とする組織図



### ア 業務総括責任者

本業務全般を統括する者。

### イ 最終処分業務

主に最終処分場の埋立作業・維持管理を行う。

### ウ 浸出水処理業務

主に水処理施設の運転・維持管理を行う。

### エ 保守管理・事務業務

主にセンター内施設全般の維持管理を行う。

## オ 業務主任

担当業務を統括する者。

- (3) 受託者は、別紙3に掲げる有資格者を本業務に配置すること。
- (4) 受託者は、作業員名簿（氏名、年齢、住所、職名、担当業務及び保有資格）を、書面により事業団に提出・承認を得ること。なお、作業員の異動・交替があった場合も同様とする。
- (5) 事業団は、届出内容について本業務の履行上適切でないと認めた場合は、受託者に対し内容の変更を求めることができるものとする。

## 6 本業務の履行

- (1) 受託者は、事業団が管理上必要と認めて行う指示に従うこと。
- (2) 施設の運転等については、各種設備機器類の機能及び使用目的等を十分理解のうえ、適正かつ効率的・経済的に行うこと。
- (3) 受託者は、事業団が行う活動に協力すること。
  - ア 環境マネジメント活動
  - イ 施設周辺道路の清掃活動（年2回）
  - ウ 施設公開及び希少動植物観察会の開催補助（毎年8月第一土曜日に開催）
- (4) 受託者は、業務の改善向上のための検討、提案、訓練及び研修を必要に応じて行うこと。

## 7 施設・設備等の使用

- (1) 事業団は、本業務の遂行上必要な事務室及び従業員詰所等は、事業団の業務に支障のない範囲において、無償で受託者に使用させるものとする。
- (2) 受託者は、前項の規定に基づき施設等を使用する場合は、事業団の承認をあらかじめ得ること。
- (3) 受託者は、施設、設備機器及び工具類等の盗難、災害の発生を未然に防止するため、十分な監視に努めること。
- (4) 受託者は、従業員が故意又は過失により施設・設備等（貸与車両を含む）を破損・損傷したときは、速やかに発注者へ報告し、受託者の責任において修復しなければならない。なお、修復にかかる費用は受託者が負担するものとする。

## 8 貸与車両等

受託者は、貸与車両等の管理を行うこと。また、有資格者・講習修了者に運転させること。

- (1) 重機（埋立作業用）
  - ア ドーザショベル（コマツ D75S） 1台
  - イ バックホウ（加藤製作所 HD512-6 0.5 m<sup>3</sup>） 1台
  - ウ バックホウ（0.7 m<sup>3</sup>） 1台※リース
- (2) 4 t ダンプ（三菱ふそうファイター）※主に水処理施設脱水汚泥搬送用 1台
- (3) ホイールローダ（古河 FL120-II） 1台
- (4) ロータリ除雪機（ニッセキ HTR252） 1台
- (5) 中型除雪機（ヤマハ発動機 YS1390AR） 1台
- (6) フォークリフト（TCM FG14N18） 1台
- (7) 散水車（いすゞエルフ タンク容量 2,000ℓ）
- (8) 乗用草刈機（やまびこ RM983） 1台※牽引式ブラシスイーパー付属

- (9) 刈払機（富士ロビン BH3500AV） 2 台
- (10) 芝刈機（ホンダ HRC216） 1 台

## 9 作業標準書の作成

受託者は、作業標準書を作成し、令和 4 年 3 月 25 日までに事業団の承認を受けること。また、作業標準書の内容を変更又は追加した場合、その都度事業団の承認を受けること。

なお、作業標準書は別紙 4 に記載の要件を満たしたものとする。

## 10 業務計画書等の承認

- (1) 受託者は、業務実施計画書（年間及び月間）を作成し、事業団の承認を受けること。また、これを変更する場合も同様とする。
- (2) 受託者は、毎月の業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、翌月の 7 日までに提出すること。
- (3) 事業団は、業務完了報告書の提出を受けた日から 10 日以内に業務実施状況を確認すること。

## 11 書類の備え付け

受託者は、次に掲げる書類を備え付け、これを整理しておくこと。

- (1) 委託契約書の副本又はその写し（仕様書を含む。）
- (2) センターの完成図書
  - ※事業団が受託者へ貸与する。なお、受託者は契約期間終了までに事業団へ返却すること。
- (3) 各種機器の取扱説明書
- (4) 作業標準書
- (5) 点検記録表（日報、月報）及び業務引継書
- (6) 従業員名簿
- (7) 業務計画書
- (8) 保守点検計画書
- (9) その他事業団が必要と認める書類

## 12 災害、事故及び緊急時対応

- (1) 受託者は、事業団の承認を受けた各作業標準書を遵守し、緊急事態の発生の防止に努めること。
- (2) 受託者は、事業団が定めた消防計画、火災対応計画書及び緊急事態対応計画書に従うこと。

また、受託者は、自ら又は事業団と共同して、火災その他の緊急事態の発生を予防するため又はこれらの緊急事態に適切に対応するための研修及び訓練を実施すること。

- (3) 受託者は、火災その他の緊急事態（自然災害及び事故を含む。）が発生したときは、事業団の指示に従い、被害の拡大防止及び早期復旧に協力すること。

また、受託者は、火災その他の緊急事態（自然災害及び事故を含む。）に備えて従業員の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、その内容を書面により事業団に届け出ること。

- (4) 受託者は、業務委託期間中（業務遂行日及び時間外を含む）に施設及び設備等の

異常を発見したときは、点検・復旧を行うとともに、軽微な故障等の場合は適宜処置し、その処置状況を速やかに事業団に報告すること

また、施設の異常が重大な故障又は事故の発生に該当するときは、応急措置を講ずるとともに、直ちに事業団に連絡してその指示に従うこと。

### 13 業務報告会

受託者は、毎年度3月に業務報告会を開催すること。

業務報告会は、事業団職員及び受託者が出席し、受託者は、当該年度の業務課題・改善提案等についてとりまとめ発表すること。

### 14 疑義

本仕様書に明確な規定がない事項については、事業団、受託者双方が協議のうえ定めるものとする。

## 第2章 施設概要

別図1～14を参照のこと。

### 1 いわてクリーンセンター

- (1) 所在地  
岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地
- (2) 敷地面積  
34 h a

### 2 管理棟他

- (1) 管理棟  
構造 R C造3階建
- (2) 計量棟  
構造 S造平屋建  
計量設備 トラックスケール 30 t・40 t 各1基
- (3) 受変電設備
- (4) 保管庫  
産業廃棄物運搬車両の荷台シート剥ぎスペース及び資材等の保管場所
- (5) 受水槽  
2 m<sup>3</sup>×1槽

### 3 管理型最終処分場

- (1) 概要  
埋立面積 108,700 m<sup>2</sup>  
埋立容量 1,455,100 m<sup>3</sup>  
計画処理量 40,000 t/年  
※計画処理量は変更となる場合がある。
- (2) I期最終処分場（平成21年に埋立終了、水処理施設の稼働のみ）  
埋立面積 40,700 m<sup>2</sup>  
埋立容量 512,100 m<sup>3</sup>  
遮水設備 遮水シート、保護マット（不織布）  
その他設備 地下水集配水管、浸出水集排水管、ガス抜き管、  
雨水側溝（埋立区域内・外周）  
雨水排除シート敷設 8,400 m<sup>2</sup>
- (3) II期最終処分場  
埋立面積 68,000 m<sup>2</sup>  
埋立容量 943,000 m<sup>3</sup>  
遮水設備 2重遮水シート、保護マット（不織布）  
その他設備 漏水検知システム、監視カメラ、地下水集配水管、  
浸出水集排水管、洗車設備、ガス抜き管、  
雨水側溝（埋立区域内・外周）  
雨水排除シート敷設 30,700 m<sup>2</sup>

## 4 浸出水処理施設

### (1) 概要

計画処理量 220 m<sup>3</sup>/日 (緊急時 250 m<sup>3</sup>/日)

### (2) I 期水処理施設

構造 S 造地上 1 階地下 1 階建 (地階及び水槽部は R C 造)

処理能力 70 m<sup>3</sup>/日 (緊急時 80 m<sup>3</sup>/日)

処理工程 接触酸化－凝集沈殿－砂ろ過－活性炭－滅菌  
(浸出水調整槽容量 2,700 m<sup>3</sup>)

浸出水移送管 3 系統

I 期浸出水調整槽～I 期水処理施設 2 系統

I 期浸出水調整槽～II 期水処理施設 1 系統

その他設備 受変電設備

### (3) II 期水処理施設

構造 S 造 1 階建

処理能力 150 m<sup>3</sup>/日 (緊急時 170 m<sup>3</sup>/日)

処理工程 凝集沈殿－生物処理－凝集膜分離－活性炭－キレート－滅菌  
(浸出水調整槽容量 13,000 m<sup>3</sup>)

浸出水移送管 1 系統

集水ピット (II 期最終処分場) ～II 期浸出水調整槽

その他設備 受変電設備

## 5 放流設備

### (1) 放流管路 (2 系統)

材質 D C I P (一部 H I V P)

橋梁部 (S G P)

管路長さ 3,500m

放流先 江刺中核工業団地共同排水池

### (2) 中継ポンプ槽 (各系統に 1 槽、計 2 槽)

容量 6 m<sup>3</sup>、ポンプ各 2 基

### (3) その他

空気弁、排泥弁

## 6 浄化槽

### (1) 250 人槽 (えさしクリーンパークの生活排水処理)

処理能力 50 m<sup>3</sup>/日

放流管 (塩ビ管)

### (2) 25 人槽 (管理棟・計量棟)

処理能力 5 m<sup>3</sup>/日

### (3) 10 人槽 (II 期水処理施設)

処理能力 2 m<sup>3</sup>/日

## 7 防災調整池

容量 31,600 m<sup>3</sup>

堤高 9.5m



## 8 その他

### (1) 場内道路

搬入路、管理道路

### (2) 駐車場

### (3) ビオトープ

### (4) 焼却施設跡地及び広場

### 第3章 最終処分業務

#### 1 業務目的

関係法令等及び廃棄物適正処理を遵守のうえ、埋立作業を行うこと。また施設の維持管理を適切かつ着実にを行い、不具合発生の抑制に努めること。

#### 2 埋立処分量

(参考) 47,358.14t/年 (令和2年度実績)

##### 廃棄物種類毎の内訳

単位：t

区分	廃棄物種類	処分量
産業 廃棄物	無機性汚泥	6,326.74
	燃え殻	8,936.94
	ばいじん <sup>※1</sup>	2,306.05
	廃石綿等	201.97
	鉱さい	4,303.43
	がれき類 <sup>※2</sup>	1,640.32
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず <sup>※2</sup>	23,022.20
	廃プラスチック類 <sup>※2</sup>	64.82
	その他 <sup>※2</sup>	105.45
一般 廃棄物 <sup>※3</sup>	がれき類	125.61
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず <sup>※2</sup>	324.56
	廃石綿等	0.05

※1 特定廃棄物を含む。

※2 石綿含有廃棄物を含む。

※3 全量台風による災害廃棄物で、一般ごみの受け入れは行っていない。

#### 3 業務内容

##### (1) 埋立業務

- ア 廃棄物埋立作業（混合、敷均し、転圧、粉じん発生防止のための散水等で、放射線物質汚染対処特別措置法に基づく特定廃棄物（ばいじん）の埋立作業を含む。）
- イ 最終処分場内での廃棄物運搬車両への荷下ろし指示及び誘導（日平均 60 台）
- ウ 搬入された廃棄物の内容確認（目視検査、日平均 60 台）

##### (2) 埋立作業に付随する業務

- ア 法面保護土施工及び覆土施工（10 m<sup>3</sup>/日程度。ただし、中間覆土及び最終覆土は除く。）  
 なお、覆土施工に関しては、廃棄物の飛散のおそれがあるときなど、発注者が必要と認めた場合に限る。
- イ 覆土用土砂（50 m<sup>3</sup>/日未満）の事業場内運搬（覆土材保管場所から埋立区域への運搬）。  
 なお、事業場内運搬に関しては、降雨等による最終処分場内のぬかるみ対策のための覆土材置場からの碎石の運搬等を想定している。
- ウ 洗車設備の運転・維持管理

- エ 搬入路（洗車設備周辺を含む）の散水・清掃等
  - オ 搬入路（洗車設備周辺を含む）の除雪・融雪剤散布
  - カ 埋立作業に必要な車両の管理（洗浄、日常点検及び月例点検等）
  - キ データ等の記録・整理及び各種報告書の作成
- (3) 最終処分場点検業務（関連設備を含む）
- ア 最終処分場内設備の損傷の有無（遮光・遮水シート、締切堰堤、漏水検知システム、ガス抜き管、散水設備、搬入路、外部侵入防止フェンス及び固定コンクリート（天板を含む）等）
  - イ 最終処分場外への廃棄物の飛散・流出の有無
  - ウ 悪臭発生の有無
  - エ 消火設備の損傷等の有無
  - オ ねずみ、蚊、はえ及びその他害虫の発生有無
  - カ 法面保護土及び覆土の損傷有無
  - キ 最終処分場外設備の損傷等の有無（洗車設備、監視カメラ、保管庫、雨水側溝・集排水枡、防災調整池、締切堰堤等）
  - ク その他事業団が必要と認めるもの

#### 4 留意事項

- (1) 遮水構造の保全及び貯留構造物の損傷防止に十分配慮すること。
- (2) 荷下ろし時の粉塵発生を防止するため、散水等を適切に実施すること。

## 第4章 浸出水処理業務

### 1 業務目的

放流基準等について、法規制値はもとより、事業団が奥州市と締結している環境保全協定で定めた基準を遵守し、効率的な運転管理を行うこと。また 施設の維持管理を適切かつ着実にやり、機器故障等による長期間の水処理稼働停止を抑制すること。

### 2 放流基準等

受託者は、別紙5に示す基準を満たすよう施設の運転管理を行うこと。

### 3 作業内容

#### (1) 浸出水処理施設運転業務

- ア 浸出水処理設備の運転
- イ II期水処理施設汚泥脱水機の運転及び脱水汚泥のII期最終処分場への運搬  
(脱水汚泥の性状は、含水率が概ね80%以下となるよう、汚泥濃度・薬品添加量の調整を行うこと。)
- ウ 計測機器類の監視・調整
- エ 薬品類の管理、調合及び充填
- オ データ等の記録・整理及び各種報告書の作成

#### (2) I期水処理施設点検業務

- ア 浸出水調整設備
- イ 浸出水送水管（圧力試験）
- ウ 生物処理設備
- エ 凝集沈殿処理設備
- オ 砂ろ過、活性炭吸着塔設備
- カ 放流設備
- キ 薬品注入設備
- ク 空気源設備
- ケ 給排水設備
- コ 開口蓋設備
- サ 配管設備
- シ 換気設備

#### (3) II期水処理施設点検業務

- ア 浸出水調整設備
- イ 浸出水送水管（圧力試験）
- ウ アルカリ凝集沈殿設備
- エ 生物処理設備
- オ 凝集膜分離処理設備
- カ 活性炭吸着・キレート吸着設備
- キ 放流設備
- ク 汚泥脱水処理設備
- ケ 薬品注入設備
- コ 空気源設備

- サ 給排水設備
- シ 開口蓋設備
- ス 配管設備
- セ 換気設備
- ソ 加温用ボイラー設備

## 第5章 保守管理・事務業務

### 1 業務目的

施設が関係法令等及び設計基準等を遵守し、機能及び能力を完全に発揮し、かつ安定した運転を行えるように各設備機器施設を慎重かつ確実に点検整備を行い、稼働中に不測の故障等が発生しないように保守管理すること。

### 2 業務内容

#### (1) 保守管理業務

ア センター内各設備機器・施設の点検・清掃及び軽微な補修（物品の支給により可能な範囲に限る。）

(ア) 受入設備（トラックスケール）点検

- ・計量装置
- ・計量部

(イ) 電気設備点検

- ・高圧引込設備
- ・受配電設備
- ・動力設備
- ・非常用電源設備
- ・電灯・コンセント設備
- ・防災設備
- ・野外照明設備

(ウ) 監視計装設備点検

- ・情報処理装置
- ・中央監視盤（浸出水処理施設）
- ・施設内監視カメラ装置
- ・漏水検知システム（Ⅱ期最終処分場）
- ・公害防止用監視装置
- ・計装防御装置

(エ) 建築設備点検

- ・構造物外部・内部
- ・給排水設備
- ・空調設備

(オ) 屋外設備点検

- ・門扉・境界柵
- ・施設内管理道路（標識・ガードレール等を含む）
- ・雨水排水施設

(カ) その他設備

- ・理化学試験器具・保守点検

イ 混雑時の廃棄物運搬車両の誘導（車両がおおむね5台以上連なり、かつ事業団から誘導の要請があった場合）

ウ 施設内道路の清掃、散水等

エ 施設内道路の除雪、融雪剤散布等

※施設内道路について、搬入路は午前9時（廃棄物受入開始時間）までに除雪

を行うこと。

(2) 事務業務

- ア データ等の記録・整理及び各種報告書の作成
- イ 事業団とのミーティング資料の作成
- ウ その他事務業務

## 第6章 各業務に付随する業務

### 1 ガス抜き管嵩上げ業務（別図9）

- (1) 業務内容  
Ⅱ期最終処分場内の堅型ガス抜き管のうち、20本について嵩上げを行うこと。
- (2) 業務の頻度  
埋立の進捗に応じて適応行う（延べ長さ33m/年）
- (3) 原材料  
受託者が調達すること。

### 2 活性炭交換業務

- (1) 業務内容  
放流水質を維持するため、Ⅰ・Ⅱ期水処理施設内の活性炭吸着塔に充填している活性炭・支持砂利を交換すること。
- (2) 業務の頻度  
Ⅰ期水処理施設：1回/年、Ⅱ期水処理施設：3回/年  
※1回当たりに交換する活性炭：約90袋（20kg/袋）
- (3) 留意事項  
使用済み活性炭及び支持砂利は無機性汚泥としてⅡ期最終処分場で埋立処分する。
- (4) 原材料  
受託者が調達すること。

### 3 余剰汚泥運搬業務（外部委託可）

- (1) Ⅰ期水処理施設の汚泥貯留槽内の余剰汚泥を吸引し、Ⅱ期水処理施設の汚泥貯留槽へ運搬・排出すること。（別図16）
- (2) 業務の頻度  
12回/年（運搬量：約15m<sup>3</sup>/回）
- (3) 留意事項  
汚泥の吸引にはダンパー車を使用すること。また作業にあたってはダンパー車運転手の他、補助員1名以上を配置すること。

### 4 高圧電気点検業務（外部委託可）

- (1) 月例点検
  - ア 業務内容  
受変電設備の監視装置等の点検
  - イ 実施頻度  
1回/月
- (2) 停電検査
  - ア 業務内容  
変圧器・断路器の確認等
  - イ 実施頻度  
1回/年（センター休業日に限る。）
- (3) 留意事項



電気主任技術者の資格を有する者が行うこと。

## 5 浄化槽点検業務（外部委託可）

### (1) 業務内容

センター内の浄化槽 3 基の保守管理点検

### (2) 実施頻度

250 人槽 1 回/週

25 人槽及び 10 人槽 1 回/2 月

### (3) 留意事項

浄化槽管理士の資格を有する者が行うこと。

## 6 除草業務（外部委託可）

### (1) 業務内容

#### ア 機械除草（別図 15）

肩掛式 4,178.1 m<sup>2</sup>

乗用式 6,080.0 m<sup>2</sup>

#### イ 集草・積込運搬

刈草の運搬先は保管庫とする。なお、処分は事業団が行う。

### (2) 実施頻度

4 回/年（5～9 月の間）

### (3) 留意事項

ア 作業に必要な機械等（刈払機、乗用式草刈機及び運搬車両（4 t ダンプ））は発注者が貸与する。

イ 機械除草（肩掛式）は、刈払機取扱作業安全衛生教育を受けた者が行うこと。

## 7 清掃業務（外部委託可）

### (1) 業務内容

ア センター内のガードレールについて、粉じん等により汚れた箇所を水で清掃する。

イ センター内の集水柵について堆積物を除去する。

### (2) 実施頻度

1 回/年（7 月下旬を目安）

### (3) 留意事項

作業に必要な機械等（散水車）は、発注者が貸与する。

業務範囲について、ガードレールの清掃範囲は別図 17、集水柵はセンター管理道路周辺及び I・II 期最終処分場内を基本とするが、最終的な実施範囲は、発注者と打ち合わせうえ取り決めることとする。

## 8 時間外除雪業務（外部委託可）

### (1) 業務内容

ロータリ除雪車、ホイールローダ及び手押し除雪機を用いたセンター内の除雪（積雪が 10 cm 以上の場合に限る）。

### (2) 実施頻度

15 回/年（回数は目安で、各年度実績による清算払いとする。）

### (3) 実施時間

午前 7 時 15 分から午前 8 時 15 分まで（センター営業日に限る。）

(4) 留意事項

ア いわてクリーンセンター正門から職員駐車場までの除雪は、7時45分までに終わらせるようにすること。

イ ロータリ除雪車及びホイールローダは、大型特殊免許取得及び車両系建設機械運転技能講習終了者が運転すること。

ウ ロータリ除雪機（手押し型）を運転する者は、除雪剤散布を兼ねるものとする。

**9 埋立容量測量（外部委託可）**

(1) 業務内容

レベル計等を用いて概算埋立容量を算出するもの。

(2) 実施頻度

3回/年（6，9，12月末）

(3) 留意事項

本業務は受注者が埋立計画を策定することを目的に実施するもので、ある。また、レベル計及び残余容量の算定に必要な図面及び資料は、発注者が支給する。

## 第7章 その他事項

### 1 各業務に共通する作業

- (1) 薬品類・燃料類の管理（納入時の立会を含む。）、調合及び充填
- (2) 各種備品、支給消耗品等の在庫管理
- (3) 各種モニタリングのための試料採取の補助及び簡易な測定
- (4) 作業標準書の作成
- (5) 事業団が依頼する簡易な業務
- (6) 事業団が受託者以外の者に発注のうえ実施する設備機器の点検、調整、整備等の業務・工事に際して必要となる連携（情報共有、作業工程調整、簡易な協力等）
- (7) 雨水側溝（施設内）の点検及び清掃に関する業務  
（点検：1回/月、清掃：2回/年）
- (8) 施設内各設備機器の軽微（※）な修繕（物品の支給により可能な範囲に限る。）  
※半日程度の作業を目安とする。以下同じ。  
例）遮光シート、雨水排除シートのテープ補修  
雨水排水溝目地及び舗装路の小穴補修（市販の補修材を使用）
- (9) 各種計測機器類の監視、点検及び調整
- (10) 放流管路（放流管、中継ポンプ場、放流口等）の定期巡回及び点検

### 2 経費の分担（本業務の履行に必要なもの）

- (1) 原則として事業団が負担するもの
  - ア 光熱水費（電気・水道・ガス）
  - イ 薬品費（水処理、検査分析用等）
  - ウ 潤滑油類費（補充及び交換用のオイル、グリース等）
  - エ 燃料費（ボイラー・車両用）
  - オ 塗装費（補修用塗料等）
  - カ 計装・監視機器用の記録用紙費
  - キ 一般汎用品以外の備品、消耗品及び特殊工具等の購入費
  - ク 消防その他法定点検に要する費用
  - ケ 設備機器類の定期補修に要する費用
  - コ 常時測定及び簡易な現場検査以外の水質等の分析に要する費用
  - サ 生活排水処理施設から発生する汚泥処理に要する費用
  - シ 50 m<sup>3</sup>/日以上覆土材置場の土砂積込及び最終処分場への運搬に必要な費用
  - ス 場内に配備する車両及び重機の調達に係る費用
  - セ 最終処分場で行う保護土及び覆土施工に必要な土砂の調達に係る費用
  - ソ 酸素・硫化水素濃度測定器（校正を含む）
- (2) 原則として受託者が負担するもの
  - ア 事務用品（諸用紙、印刷、コピー、文具、書籍その他必要な物品の購入・賃借等）に係る費用
  - イ 消耗工具類（ドライバー、ドリル刃等）及び溶接用ガス（アセチレン・酸素）に係る費用
  - ウ 電話、ファクシミリ及びインターネット等に係る費用
  - エ 作業服、安全防護類に係る費用
  - オ 職員の研修、訓練等に係る費用

- カ 業務巡回用車両の購入、賃借、点検整備、修理、運行等に係る費用
- キ 従業員の福利厚生（健康診断その他）に係る費用
- ク その他必要な事務所経費等

### 3 委託期間満了時の措置

受託者は、委託期間が満了し、引き続き業務を受託しないときは、委託期間の満了の日のうちに、事務室及び作業員詰所から退去すること。

また、受託者が配備した備品、消耗品等は、自己の責任において委託期間の満了の日のうちに撤収するものとする。

## 第8章 運転習熟訓練

### 1 前受託者からの運転習熟訓練（以下、「訓練」という。）

受託者は、業務準備期間中に自らの責任において、前受託者からの運転習熟訓練を受け、業務期間における正常な運転管理を継続させなければならない。

### 2 訓練の実施期間等

- (1) 実施期間は令和4年3月7日（月）から3月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）とする。
- (2) 実施時間は、(1)の日の9時から17時までとする。

### 3 訓練の実施場所

センター（岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地他）

### 4 訓練の実施責任者

事業団の最終処分場技術管理者

### 5 訓練の対象者

受託予定者は、受託業務に従事させる次の者を、訓練に参加させるものとする。

- (1) 業務総括責任者
- (2) 最終処分業務担当者（業務主任を含む2名以上）
- (3) 浸出水処理業務担当者（業務主任を含む2名以上）
- (4) 保守管理・事務業務（業務主任）

### 6 訓練参加者名簿の提出

受託予定者は、訓練に参加させる者の名簿を、令和4年2月25日（金）までにセンター一所长あて提出するものとする。

### 7 訓練内容

訓練の実施内容は次表のとおりとする。ただし、訓練内容への理解度及び習熟度を勘案のうえ、訓練の一部を省略することがある。

訓練内容

訓練参加者	訓練内容の概要
業務総括責任者	本業務全般（取りまとめ）
最終処分業務	最終処分場の構造、管理方法、埋立作業、廃棄物受入基準の理解、搬入者への指示及び総合訓練
浸出水処理業務	浸出水処理施設の構造、処理プロセス、運転管理及び総合訓練
保守管理・事務業務	センター内設備の点検管理箇所、方法の確認及び総合訓練

## 8 費用負担

- (1) 訓練に要する費用のうち、センター施設の通常の運転管理、維持補修等に係る費用は、センターが負担する。
- (2) センターは、訓練への参加者の控え室を、センター内に用意するものとする。
- (3) 訓練参加者の人件費、旅費交通費、事務用品、作業服及び安全防护類の費用は、受託予定者が負担すること。

## 9 その他

事業団が、本業務を委託期間以降も引き続き発注し、かつ受託者がその業務を受託しない場合は、次の受託者に対し運転習熟訓練を行うこと。

その際、訓練計画を策定のうえ、事業団の承認を得ること。

別紙1

業務遂行日

令和4 年度

4 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

5 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

6 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

7 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

9 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

3 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
営業日	20	19	22	20	20	20	20	20	21	18	19	22	241
休業日	9	11	8	10	10	8	10	10	9	11	9	9	114
休業日(点検日)	1	1	0	1	1	2	1	0	1	2	0	0	10
計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

令和5 年度

4 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

10 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

5 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

6 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

12 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

7 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

9 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

3 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
営業日	20	20	22	20	20	20	21	20	21	18	19	20	241
休業日	10	10	8	10	10	9	9	9	9	11	8	11	114
休業日(点検日)	0	1	0	1	1	1	1	1	1	2	2	0	11
計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366



令和6 年度

4 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

5 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

6 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

7 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

9 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3 月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
営業日	21	21	20	22	19	19	22	20	20	19	18	20	241
休業日	8	9	10	8	11	9	8	9	10	9	9	11	111
休業日(点検日)	1	1	0	1	1	2	1	1	1	3	1	0	13
計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

年度	令和4	令和5	令和6	計
営業日	241	241	241	723
休業日	114	114	111	339
休業日(点検日)	10	11	13	34
計	365	366	365	1,096

※休業日(点検日)・・・浸出水処理施設点検日

別紙2

委託業務遂行日及び時間

業務名	遂行すべき日	遂行時間
最終処分業務	別紙1に示す営業日(廃棄物受入日)	8時15分から17時00分まで ・埋立作業は原則として9時00分から16時30分まで ・廃棄物受入時間 午前9時00分から午後4時00分まで (12時00分から13時00分の間は除く)
浸出水処理業務	別紙1に示す営業日(廃棄物受入日)及び休業日(点検日)	8時15分から17時00分まで
保守管理・事務業務	別紙1に示す営業日	8時15分から17時00分まで

## 本業務の履行にあたり必要な経験・資格

### 1 業務総括責任者

#### (1) 実務経験

平成 28 年 4 月 1 日以降、埋立処分量が 16,000 t /年以上又は浸出水処理施設の処理水量が 88 m<sup>3</sup>/日以上の管理型産業（一般）廃棄物最終処分場に関する運転管理業務（以下、「運転管理業務」という。）の業務総括責任者として 2 年以上の従事経験を有する者。

なお、運転管理業務の副総括責任者又は業務主任（浸出水処理業務、最終処分業務又は保守管理・事務業務）として 4 年以上の従事経験を有する者も可とする。

#### (2) 必要とする資格

次のいずれかの資格を有する者。

ア 最終処分場技術管理士

イ 公害防止管理者（第 1 種から第 4 種までのいずれか）

ウ 下水道技術検定（第 1 種から第 3 種までのいずれか）

エ 技術士（資源工学部門、上下水道部門、又は衛生工学部門のいずれか）

#### (3) その他

業務主任（最終処分業務、浸出水処理業務又は保守管理・事務業務）との兼任を可とする。

### 2 業務主任（最終処分業務）

#### (1) 実務経験

平成 28 年 4 月 1 日以降、運転管理業務の最終処分業務担当者として 3 年以上の従事経験を有する者。

なお、運転管理業務の業務総括責任者又は副総括責任者として 2 年以上の従事経験を有する者も可とする。

#### (2) 必要とする資格

最終処分場技術管理士

### 3 業務主任（浸出水処理業務）

#### (1) 実務経験

平成 28 年 4 月 1 日以降、運転管理業務の浸出水処理業務担当者として 3 年以上の従事経験を有する者。

なお、運転管理業務の業務総括責任者、副総括責任者又は保守管理業務担当者として 2 年以上の従事経験を有する者も可とする。

#### (2) 必要とする資格

次のいずれかの資格を有する者。

ア 公害防止管理者（第 1 種から第 4 種までのいずれか）

イ 下水道技術検定（第 1 種から第 3 種までのいずれか）

ウ 技術士（資源工学部門、上下水道部門、又は衛生工学部門のいずれか）

#### 4 業務主任（保守管理・事務業務）

(1) 実務経験

平成 28 年 4 月 1 日以降、運転管理業務の保守管理業務担当者として 3 年以上の従事経験を有する者。

なお、運転管理業務の業務総括責任者、副総括責任者又は浸出水処理業務担当者として 2 年以上の従事経験を有する者も可とする。

(2) 必要とする資格

付さない。

#### 5 その他資格保有人数（※は外部委託可）

(1) 二級ボイラー技士 1 名以上

(2) 危険物取扱者（乙種第 4 類） 1 名以上

(3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者 3 名以上

※各業務に 1 名ずつ配置すること。

(4) クレーン運転特別教育修了者 1 名以上

(5) 玉掛け技能講習修了者 1 名以上

(6) アーク溶接業務特別教育修了者 1 名以上

(7) ガス溶接技能講習修了者 1 名以上

(8) 車両系建設機械運転技能講習修了者 1 名以上

※最終処分業務のうち、埋立作業に従事する者は全員資格を有する者であること。

(9) フォークリフト運転技能講習修了者 1 名以上

(10) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者 1 名以上

(11) 電気主任技術者（※） 1 名以上

(12) 浄化槽管理士（※） 1 名以上

(13) 刈払機取扱作業安全衛生教育修了者（※） 1 名以上

## 別紙4

### 作業標準書に規定する内容

#### 1 最終処分場

- (1) 始業前点検
- (2) 埋立作業
- (3) 終業時点検
- (4) 保護土、覆土作業
- (5) 洗車場の作業手順

#### 2 水処理施設

- (1) I 期水処理施設
  - ・ 始業前点検
  - ・ 運転操作手順
  - ・ 点検作業手順
  - ・ 終業時点検
  - ・ 薬品管理(受け入れ及び補充作業を含む)
  - ・ 計測器の校正手順
- (2) II 期水処理施設
  - ・ 始業前点検
  - ・ 運転操作手順(汚泥脱水機の操作を含む)
  - ・ 点検作業手順
  - ・ 終業時点検
  - ・ 薬品管理(受け入れ及び補充作業を含む)
  - ・ 計測器の校正手順
  - ・ 放流管路の点検項目(中継ポンプの運転操作手順を含む)

#### 3 浄化槽(250人槽、25人槽、10人槽)

- (1) 操作手順
- (2) 点検項目

#### 4 洗車場

- (1) 操作手順
- (2) 点検項目

#### 5 電気設備

- (1) 保守点検作業
- (2) 停電時作業
- (3) 全停電検査

## 水処理施設処理水の基準値

項目	単位	法規制値※ <sup>1</sup>	環境保全協定値※ <sup>2</sup>	【参考】 自主基準値※ <sup>3</sup>
1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
2 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	0.005以下	0.0005以下
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	0.1以下	0.01以下
4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.1以下	0.01以下
5 有機燐化合物	mg/L	1以下	1以下	0.1以下
6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.5以下	0.05以下
7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.1以下	0.01以下
8 シアン化合物	mg/L	1以下	1以下	0.1以下
9 PCB	mg/L	0.003以下	0.003以下	0.0003以下
10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.3以下	0.03以下
11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.1以下	0.01以下
12 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.2以下	0.02以下
13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.02以下	0.002以下
14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.04以下	0.004以下
15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	1以下	0.1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.4以下	0.04以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	3以下	0.3以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.06以下	0.006以下
19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	0.02以下	0.002以下
20 チウラム	mg/L	0.06以下	0.06以下	0.006以下
21 シマジン	mg/L	0.03以下	0.03以下	0.003以下
22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	0.2以下	0.02以下
23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.1以下	0.01以下
24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.1以下	0.01以下
25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	0.5以下	0.05以下
26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	50以下	5以下
27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	15以下	1以下
28 アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	mg/L	200以下	200以下	20以下
29 pH	-	5.8～8.6	6.0～8.4	6.2～8.2
30 BOD	mg/L	60以下	30以下	20以下
31 COD	mg/L	90以下	30以下	20以下
32 SS	mg/L	60以下	10以下	7以下
33 鉱油類含有量	mg/L	5以下	3以下	2以下
34 動植物性油脂類含有量	mg/L	30以下	15以下	10以下
35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	3以下	2以下
36 銅含有量	mg/L	3以下	3以下	2以下
37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	2以下	1以下
38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	10以下	7以下
39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	10以下	7以下
40 クロム含有量	mg/L	2以下	2以下	1以下
41 大腸菌群数	個/mL	日間平均3,000以下	2,300以下	1,600以下
42 窒素含有量	mg/L	120以下(日間平均60以下)	日間平均60以下	日間平均 40以下
43 燐含有量	mg/L	16以下(日間平均8以下)	日間平均8以下	日間平均 5以下
44 ダイオキシシン類	pg-TEQ/L	10以下	10以下	1以下

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準他

※2 奥州市との間で締結した環境保全協定に基づく値

※3 環境保全協定値の超過防止のために設定した値